鹿屋市スマート農業実践化支援事業のうちスマート農業実践化支援事業（環境制御装置）公募要領

１　事業内容

　　　施設園芸における農産物の収益性向上等を図るため、環境制御装置の導入を支援するもの。

２　事業の概要

（１）事業対象作物

　ピーマン、キュウリ等の施設園芸品目

（２）採択要件

　　　 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

　 　ア　環境制御装置を利用すること。

　 　イ　良好な管理のもと、十分な利用が見込まれること。

（３）補助率

　　　 補助対象経費の２分の１以内

補助金額の上限を1,500,000円とする。

（４）事業メニュー

　　　 環境制御装置の購入に要する経費の一部補助

３　事業実施主体

　　　本事業の公募に応募できる者は、鹿屋市内に居住し、かつ環境制御装置の利用により、省力・高品質生産を実現し、生産性及び所得の向上の実践化を目指す取組を行う次に掲げるものとする。

1. 農業者団体（３戸以上の農業者で構成され、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがある団体）
2. 農業協同組合
3. 農業公社
4. 農事組合法人
5. 農事組合法人以外の農地所有適格法人

４　事業実施期間

　　　令和５年度

５　公募期間

令和５年５月15日～令和５年７月14日

６　事業の応募について

　　　別紙様式１及び鹿屋市スマート農業実践化支援事業補助金交付要綱（令和２年５月１日制定）で規定する事業計画書を提出する。

７　採択について

　　　別紙の「ポイント表」に基づき、ポイント付けを行い、予算の範囲内でポイントの高い事業計画から順に採択する。

８　事業の問合せ先及び応募書類の提出先

　　　問合せ先：鹿屋市農政課生産流通係

　　　電　　話：0994-31-1117

　　　問合せ可能時間：平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

　　　申請書類提出先：〒893-8501　鹿屋市共栄町20番１号

　　　　　　　　　　　鹿屋市農政課生産流通係

（別紙）スマート農業機器導入支援事業（環境制御装置）「ポイント」表

・本事業における審査項目（採択基準）及びポイントは下表のとおりとする。

・応募団体等ごとに採点（ポイント化）し、補助金等交付候補者を選定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価の観点 | ポイント配分 |
| 事業主体 | 認定農業者または認定新規就農者である | １ポイント |
| 炭酸ガス発生装置を所有している | １ポイント |
| 自動開閉装置を所有している | １ポイント |
| 環境制御装置用パソコンを準備できる | １ポイント |
| 市・県の環境制御実証事業へ参加している | １ポイント |
| 園芸施設共済へ加入している | １ポイント |
| 振興会環境整備へ取り組んでいる | １ポイント |

(別紙様式１)

令和　　年　　月　　日

鹿屋市長　　　　　　様

住所

氏名　　　　　　　　　印

令和５年度鹿屋市スマート農業実践化支援事業のうち環境制御装置導入支援事業への応募について

このことについて、鹿屋市スマート農業実践化支援事業のうち環境制御装置導入支援事業公募要領に基づき関係書類を添えて事業実施計画書を提出します。